

【目次】

第140項	瀬戸内海	水島港	潜水作業
第141項	瀬戸内海	水島港	水路測量
第142項	瀬戸内海	福山港	干出存在
第143項	瀬戸内海	今治港、第2区	重量物荷役作業等
第144項	瀬戸内海	安芸灘及び伊予灘	救難訓練
第145項	瀬戸内海	松山港付近	潜水作業
第146項	瀬戸内海	広島湾、江田島東岸	ドルフィン改修工事等
第147項	瀬戸内海	広島湾、江田島東岸	海上作業
第148項	瀬戸内海	広島湾、柱島北西方	海上訓練
第149項	瀬戸内海	屋代島、安下庄港付近	土砂投入作業
第150項	瀬戸内海	徳山下松港、第1区及び第2区	航泊禁止区域設定等
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

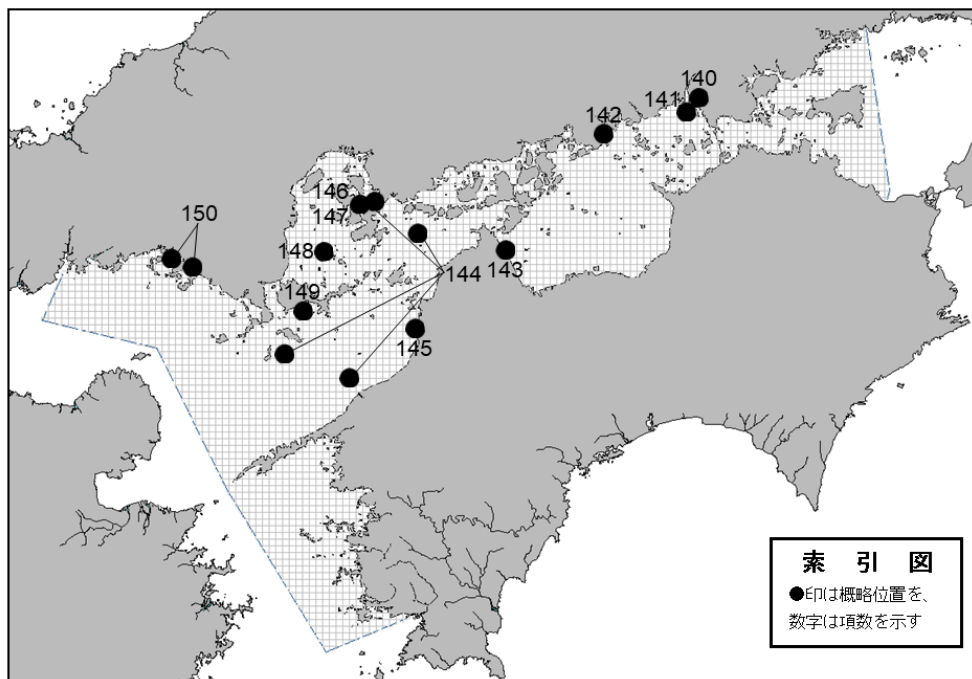
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年140項 瀬戸内海 — 水島港 潜水作業
 期間 令和5年4月10日(予備日11日~14日)の日出~日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-31-22N 133-44-23E(岸線上)
 (2) 34-31-21N 133-44-21E
 (3) 34-31-23N 133-44-20E
 (4) 34-31-25N 133-44-23E(岸線上)
 備考 警戒船を配置
 海図 W1127A-JP1127A
 出所 水島港長



★5年141項 瀬戸内海 — 水島港 水路測量
 期間 令和5年4月10日~6月30日の内1日
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-28-45N 133-41-52E
 (2) 34-28-42N 133-41-54E
 (3) 34-28-38N 133-41-55E
 (4) 34-28-41N 133-41-46E
 (5) 34-28-46N 133-41-48E
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W1127B-JP1127B
 出所 第六管区海上保安本部



★5年142項 瀬戸内海 — 福山港 干出存在
 位置 34-24-49N 133-23-09E
 海図 W1137-JP1137
 出所 第六管区海上保安本部



★5年143項

瀬戸内海 — 今治港、第2区 重量物荷役作業等

1. えい航作業

期 間 令和5年4月6日の0730～0830、8日の1100～1200(予備日9日～29日)

区域1 2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-03.7N 133-01.9E

(2) 34-03.2N 133-01.6E

備 考 (1) 台船のえい航

(2) えい航長、約296 m

(3) 警戒船を配置

2. 重量物荷役作業

期 間 令和5年4月7日0530～8日1100

(予備日9日～29日)

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-03-04N 133-01-40E(岸線上)

(2) 34-03-12N 133-01-34E

(3) 34-03-15N 133-01-39E

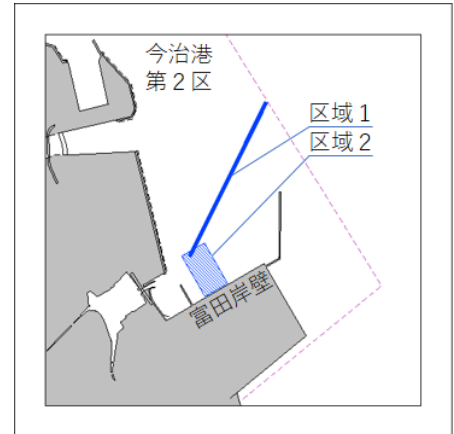
(4) 34-03-07N 133-01-45E(岸線上)

備 考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤー位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W1361

出 所 今治港長



★5年144項 瀬戸内海 — 安芸灘及び伊予灘 救難訓練

期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日の内、各月2回程度の日出～日没の内1時間程度

区域1 34-05.8N 132-45.2Eの地点を中心とする半径2kmの円内

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-09.5N 132-43.5E
- (2) 34-07.0N 132-43.5E
- (3) 34-03.2N 132-36.6E
- (4) 34-09.4N 132-36.7E

区域3 3地点により囲まれる区域

- (1) 34-13.6N 132-30.3E
- (2) 34-12.3N 132-31.7E
- (3) 34-12.1N 132-30.3E

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-44.0N 132-37.0E
- (2) 33-33.0N 132-22.0E
- (3) 33-33.0N 132-12.5E
- (4) 33-44.0N 132-25.0E

区域5 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-46.3N 132-14.0E
- (2) 33-43.5N 132-14.0E
- (3) 33-42.2N 132-10.0E
- (4) 33-46.3N 132-10.0E

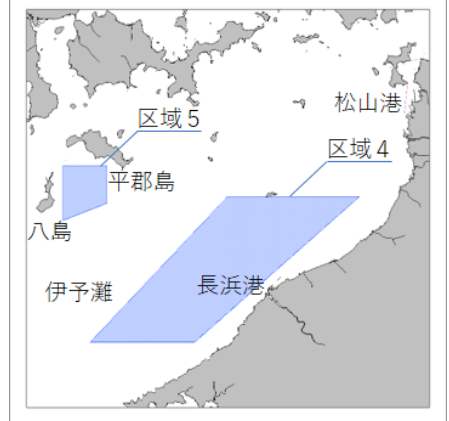
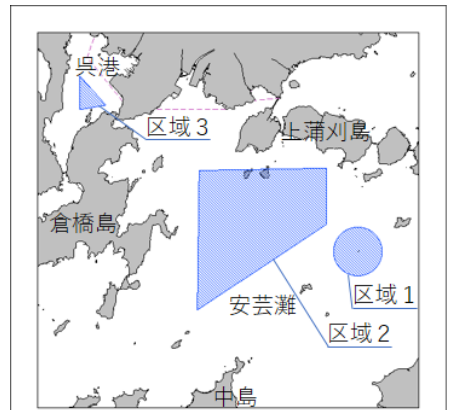
備考 (1) 巡視船艇及び航空機による吊上げ、降下訓練

(2) 日没後に及ぶ場合がある

(3) 警戒船を配置

海図 W141-JP141-W1108-JP1108-W100B

出所 第六管区海上保安本部



★5年145項 瀬戸内海 — 松山港付近 潜水作業

期間 令和5年4月3日～30日の内9日間の0800～1700

区域 2地点を結ぶ線上付近

- (1) 33-48-42N 132-41-15E
- (2) 33-48-41N 132-41-16E

備考 警戒船を配置

海図 W1124

出所 第六管区海上保安本部



★5年146項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島東岸 ドルフィン改修工事等

六管区水路通報4年44号608項削除

期 間 令和5年4月30日までの日出～日没

1. ドルフィン改修工事

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-11-41N 132-28-49E
- (2) 34-11-39N 132-28-57E
- (3) 34-11-33N 132-28-55E
- (4) 34-11-34N 132-28-47E

- 備 考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に白色灯付浮標を設置
- (2) 潜水作業を伴う
- (3) 警戒船を配置

2. 荷役作業

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-11-57N 132-28-55E(岸線上)
- (2) 34-11-54N 132-29-02E
- (3) 34-11-49N 132-29-00E
- (4) 34-11-52N 132-28-52E(岸線上)

海 図 W125-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★5年147項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島東岸 海上作業

期 間 令和5年3月27日～4月30日の内2日間の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-11-49N 132-29-01E
- (2) 34-11-44N 132-28-59E
- (3) 34-11-46N 132-28-53E
- (4) 34-11-51N 132-28-56E

- 備 考 (1) 係留施設の補修作業
- (2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に黄色灯付浮標を設置
- (3) 潜水作業を伴う
- (4) 警戒船を配置

海 図 W125-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★5年148項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期 間 令和5年4月13日0600～14日1900

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-04.0N 132-22.5E

(2) 34-02.0N 132-22.5E

(3) 34-02.0N 132-20.0E

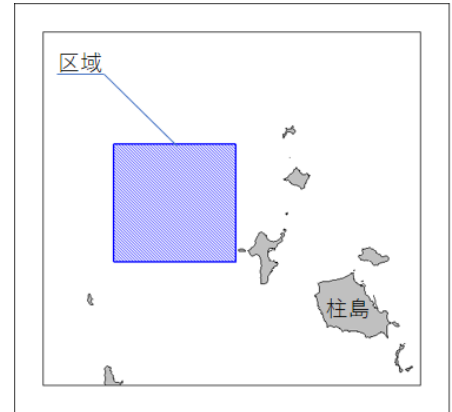
(4) 34-04.0N 132-20.0E

備 考 (1) 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練

(2) 潜水作業を伴う

海 図 W142-JP142-W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★5年149項 瀬戸内海 — 屋代島、安下庄港付近 土砂投入作業

期 間 令和5年4月1日～5月14日(予備日15日～6月30日)の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 33-52-13N 132-16-19E

(2) 33-52-07N 132-16-19E

(3) 33-52-07N 132-16-12E

(4) 33-52-13N 132-16-12E

備 考 (1) 区域を示す黄色灯付浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W1132-W140

出 所 第六管区海上保安本部



★5年150項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区及び第2区 航泊禁止区域設定等

1. 航泊禁止区域設定

期 間 令和5年4月10日(予備日11日)の0700~1230

区域1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-02-31N 131-47-21E(岸線上)
- (2) 34-02-34N 131-47-12E
- (3) 34-02-25N 131-47-02E
- (4) 34-02-16N 131-46-54E
- (5) 34-02-08N 131-47-12E(岸線上)

- 備 考 (1) 大型起重機船使用によるクレーン撤去作業が行われるため、船舶の航泊を禁止する(当該作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く)
- (2) 区域を黄色灯付浮標で明示
- (3) 警戒船を配置



2. 海上作業

期 間 令和5年4月11日、12日(予備日13日~30日)の日出~日没

区域2 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-00-16N 131-51-30E(岸線上)
- (2) 34-00-18N 131-51-23E
- (3) 34-00-08N 131-51-14E
- (4) 34-00-04N 131-51-23E
- (5) 34-00-06N 131-51-25E(岸線角)

- 備 考 (1) 大型起重機船使用による撤去したクレーンの陸揚げ作業
- (2) 区域を黄色灯付浮標で明示
- (3) 夜間、作業船は区域内に停泊する
- (4) 警戒船を配置



海 図 W1106-JP1106-W1133A-JP1133A-W126-JP126

出 所 徳山下松港長公示第3号(令和5年3月23日)、徳山下松港長

事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から
受付を開始します。



航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がある。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





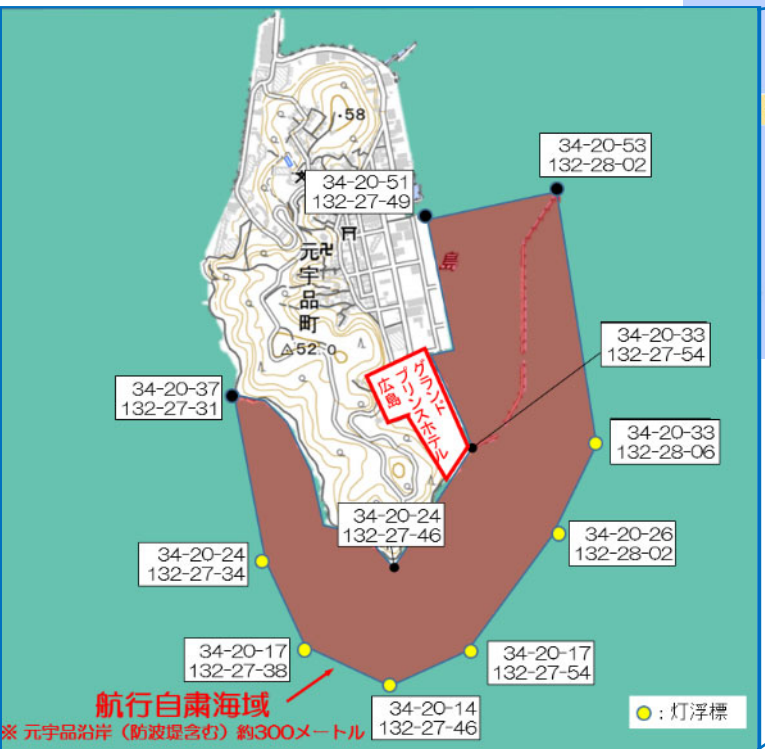
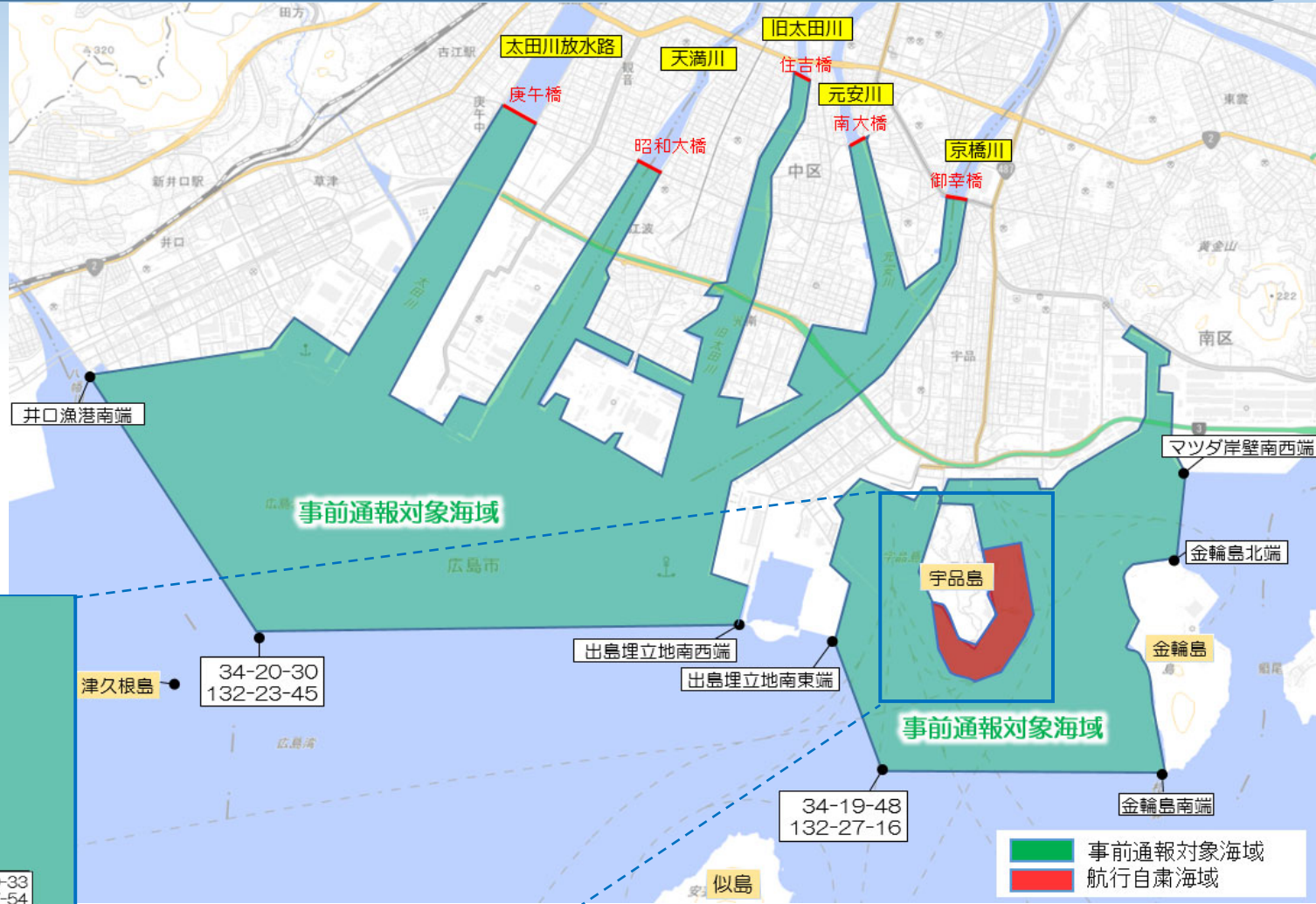
G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗を
お渡しますので、第
六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。